

令和5年9月

お客さま各位

鶴岡信用金庫

インボイス制度における対応について

平素は弊金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。弊金庫は適格請求書発行事業者の登録を受けておりますので、お客様からお支払いいただいた各種手数料の消費税につきましては、弊金庫が発行する適格請求書(インボイス)に基づいて仕入税額控除を受けることができます。

弊金庫の適格請求書発行事業者登録番号 : T2390005003899

弊金庫のインボイス発行はお取引形態により以下の通りとなりますので、ご案内いたします。

記

1. 窓口等でお支払いいただく各種手数料(※)について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた際はインボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。(※振込手数料・両替手数料等)

2. 各サービスでお支払いいただく各種手数料(※)について

各サービスにてお支払いいただく各種手数料につきましては、インボイスの発行を希望されるお客さまに対して、インボイスの要件を満たした月間インボイスデータを作成し発行いたします。発行を希望される場合は、営業部店窓口へお申し出ください。(※インターネットバンキング手数料等の、預金口座より口座振替の方法でお支払いいただいているもの)

3. ATMでのお取引について

ATMでの振込手数料等につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となります。

お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除受けることが可能となります。ATMから出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式の変更は行いませんのでご了承ください。

以上